

宇部市本庁舎建設基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、「宇部市本庁舎建設基本計画」を策定するに当たり、専門的知識と経験を有する民間事業者の支援を受けるため、広く企画提案を募集し、最も適切な事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

宇部市本庁舎建設基本計画策定支援業務委託（以下「支援業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「宇部市本庁舎建設基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 25 日までとする。

(4) 予算規模

支援業務に係る費用の上限は、15,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

3 参加要件

参加者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (4) 過去 10 年間に国又は地方公共団体の庁舎建設に関する基本計画又は基本設計業務を完了した実績を有する者であること。
- (5) 参加表明書の提出までに連続して 3 ヶ月以上の雇用関係があり、過去 10 年間に(4)の業務実績を有する総括責任者（管理技術者）を配置できること。

4 スケジュール

実施内容	実施期間
質問受付期間	平成 27 年 4 月 15 日 (水) ~ 4 月 24 日 (金)
質問回答日	平成 27 年 4 月 28 日 (火)
参加表明書等受付期間	平成 27 年 4 月 15 日 (水) ~ 5 月 8 日 (金)
企画提案書等受付期間	平成 27 年 5 月 11 日 (月) ~ 5 月 27 日 (水)
ヒアリング日時のお知らせ ※	平成 27 年 6 月 8 日 (月)
ヒアリング実施予定日	平成 27 年 6 月 14 日 (日)
選定結果通知予定日	平成 27 年 6 月 17 日 (水)

※ヒアリングを実施する提案者(5社程度)を選定するため、書類審査による一次選考を行い、その結果及びヒアリング実施の有無を通知する。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに支援業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 平成 27 年 4 月 24 日 (金) 午後 5 時 15 分 必着
- (2) 提出先 「10 書類提出及び問い合わせ先」と同じ
- (3) 提出方法 質問書(様式第 6 号)により、持参、FAX 又は電子メールによる。
(必ず着信の確認を行うこと。)
- (4) 回答方法 平成 27 年 4 月 28 日 (火) までに、質問者に対して電子メールで回答するとともに、宇部市ホームページ上に掲載する。

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 平成 27 年 5 月 8 日 (金) 午後 5 時 15 分 必着
- (2) 提出先 「10 書類提出及び問い合わせ先」と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類
 - ①参加表明書(様式第 1 号)・・・1部
 - ②会社概要(様式第 2-1 号)・・・8部
 - ③協力会社概要(様式第 2-2 号)・・・8部※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ提出すること。
 - ④関連事業実績調書(様式第 3 号)・・・8部

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成 27 年 5 月 27 日 (水) 午後 5 時 15 分 必着
- ※参加表明書等を提出した事業者においても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

- (2) 提出先 「10 書類提出及び問い合わせ先」と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 ⑤業務実施方針・実施体制調書（様式第4号）・・・8部
⑥配置予定技術者調書（様式第5号）・・・8部
⑦企画提案書
（様式任意。ただし、A3判横書で2枚までとする。）・・・8部
⑧業務工程表
（様式任意。ただし、A3判横書で1枚とする。）・・・8部
⑨参考見積書
（様式任意。ただし、A4判とし、業務ごとの内訳金額が分かること。）・・・1部
- (5) 企画提案書のテーマ
「宇部市本庁舎建設基本構想 ～本庁舎の建替えに向けて～」に示した7つのコンセプトを実現させるため、①新庁舎の建設（本業務）をどのように進めていくか、②新庁舎に求められる姿とは、について提案すること。

8 ヒアリング実施事業者の選定

(1) 一次選考

学識経験者及び市職員の計6人で構成する「宇部市本庁舎建設基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、別表 審査基準表の【書類審査】の各項目を基準とした一次選考を行い、ヒアリングを実施する提案者（5社程度）を選定する。

(2) 選考結果の通知

一次選考の結果については、参加表明書の提出事業者全員に対して通知するとともに、ヒアリング実施の有無についても併せて通知する。

なお、選定されなかった事業者は、通知をした翌日から起算して7日（休日は含まない。）以内に、書面を持参又は郵送により、選定されなかった説明を求めることができる。回答は書面で行うものとする。

9 受託候補者の特定

(1) ヒアリング審査

一次選考により選定した提案者（5社程度）を対象に、審査委員会によるヒアリング審査を実施する。

- ① 実施予定日 平成27年6月14日（日） 予定
- ② 実施場所 宇部市役所内会議室（宇部市常盤町一丁目7番1号） 予定
- ③ 実施方法
- ・1社につき30分（説明15分以内、質疑15分程度）を予定
 - ・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とする。
 - ・出席者は3名以内とする。（協力会社の同席を含む。）

- ・ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングを実施する提案者に別途通知する。

(2) 審査及び選定

審査委員会においては、別表 審査基準表の【ヒアリング審査】の評価項目のみにより採点し、最も得点の高かった者を受託候補者として特定する。(書類審査の得点は含まない。)

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。受託候補者に特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知する。

なお、非特定通知書を受け取った者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含めない。)以内に、書面を持参又は郵送することにより、特定しなかった説明を求めることができる。回答は書面で行うものとする。

(3) 契約締結交渉

審査委員会において、受託候補者に特定された提案者と市は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行う。

(4) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

10 書類提出及び問い合わせ先

宇部市 総務管理部 総務管理課 本庁舎建設準備係
〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
電話番号 0836-34-8200 (直通)
ファクス番号 0836-22-0686 (直通)
電子メール soumu@city.ube.yamaguchi.jp

11 その他

- ・一の提案者は、複数の企画を提案することはできないものとする。ただし、協力会社については、複数の提案者の協力会社を兼ねることは可とする。
- ・企画提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- ・提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。
- ・提出書類は、原則として提出後の記載内容の変更を認めない。提出書類の返却も行わない。
- ・提出された企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- ・仕様書は、事業者選定にあたり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議のうえ、内容を確認・変更するものとする。

- ・本業務の受託者（協力会社を含む）に対して、本業務を受託したことを理由に、今後の基本・実施設計業務委託等に係る受託の制限は行わない。

別表 審査基準表

【書類審査】

評価項目		審査基準	委員一人あたりの 点数
企業実績等	会社概要（様式第2-1号）、協力会社概要（様式第2-2号）、関連事業実績調書（様式第3号）	技術者数、庁舎建設に係る基本計画等及びオフィス空間調査業務の実績（協力会社の実績を含む。）	10
業務実施方針等	業務実施方針・実施体制調書（様式第4号）	業務の理解度、実施手順の妥当性、取組体制の適確性	10
配置予定技術者	配置予定技術者調書（様式第5号）	配置技術者の基本計画等及びオフィス空間調査の実績	10
企画提案書 （任意様式： A3判横書、2 枚まで）	テーマ：「宇部市本庁舎建設基本構想～本庁舎の建替えに向けて～」に示した7つのコンセプトを実現させるため、①新庁舎の建設（本業務）をどのように進めていくか、②新庁舎に求められる姿とは、について提案すること。	業務の理解度、独創性、実現性	30
計			60

【ヒアリング審査】

評価項目		審査基準	委員一人あたりの 点数
企画提案書（書類審査で使用したもの）		企画提案書の内容確認	30
工程表（任意様式：A3判横書）		工程の実現性、効率性	10
ヒアリング評価		説明、質疑、取組意欲	10
参考見積書 ※			—
計			50

※参考見積書については、評価に含めない。ただし、選考結果において、得点が同点の場合には、安価な金額を提示したものを上位とする。